

○周南市農業委員会事務局規程

令和2年12月10日農委規程第3号

周南市農業委員会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、周南市農業委員会規程（令和2年周南市農業委員会規程第1号。以下「委員会規程」という。）第7条の規定に基づき、周南市農業委員会（以下「委員会」という。）に設置する委員会の事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という。）第26条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）として、事務局に事務局長、事務局次長、書記その他の職員を置く。

- 2 必要により事務局に事務局次長補佐、主査、主任及び副主任を置くことができる。
- 3 前2項に定める職員は、委員会の会長（以下「会長」という。）が任命する。

(職務)

第3条 事務局長は、会長の命を受け、委員会の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
- 3 事務局次長補佐は、事務局次長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
- 4 主査は、上司の命を受け、所掌事務及び特定事務を処理する。
- 5 主任は、上司の命を受け、所掌事務を処理する。
- 6 副主任は、上司の命を受け、所掌事務を処理する。
- 7 書記は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(事務)

第4条 事務局の事務は、次のとおりとする。

(1) 農業委員会法第6条第1項に規定する事項に関する次に掲げる事務

ア 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく次に掲げる事務

(ア) 農地法第3条に定める農地等（農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）又は採草放牧地（農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。）をいう。

以下同じ。)の権利移動(所有権又は使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転をいう。以下同じ。)の制限に関する事務

- (イ) 農地法第4条に定める農地の転用の制限に関する事務
- (ウ) 農地法第5条に定める農地等の転用のための権利移動の制限に関する事務
- (エ) 農地法第6条に定める農地所有適格法人(同法第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。)の要件の確認及び勧告に関する事務
- (オ) 農地法第6条の2に定める農地所有適格法人以外の者の要件の確認及び同条に規定する報告並びにこれらに係る通知に関する事務
- (カ) 農地法第18条に定める農地等の賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約及び賃貸借の更新をしない旨の通知に関する事務
- (キ) 農地法第25条第1項に定める農地等の利用関係の紛争の和解の仲介に関する事務
- (ク) 農地法第30条第1項に規定する利用状況調査(農地の利用の状況についての調査をいう。)に関する事務
- (ケ) 農地法第32条第1項又は同法第33条第1項の規定による同法第32条第1項に規定する利用意向調査(同項各号のいずれかに該当する農地(以下「遊休農地」という。)の同項に規定する所有者等(農地の所有者(その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)をいう。)に対するその農地の農業上の利用の意向についての調査をいう。以下「利用意向調査」という。)及び利用意向調査をするために必要なことに関する事務
- (コ) 農地法第34条に定める農地の農業上の利用の増進に係るあつせんその他農地の利用関係の調整に関する事務
- (サ) 農地法第51条に定める違反転用者等(同条第1項各号のいずれかに該当する者をいう。)に対する命令、委員会が自ら行う原状回復等の措置(原状回復その他違反を是正するため必要な措置をいう。)その他の処分に関する事務
- (シ) 農地法第52条に規定する農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向そ

- の他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供に関する事務
- (ス) 農地法第52条の2第1項に規定する農地台帳（以下「農地台帳」という。）の作成及び整備に関する事務
- (セ) その他農地法の規定により委員会の権限に属することとされた事務及び市長の権限に属する事務の委任規則（平成15年周南市規則第8号）第7条第1号の規定により委員会に委任された事務
- イ 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「中間管理法」という。）に基づく次に掲げる事務
- (ア) 中間管理法第18条第3項の規定による農地中間管理機構（中間管理法第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）が農用地利用集積等促進計画（中間管理法第18条第1項に規定する農用地利用集積等促進計画をいう。以下同じ。）を定めようとするときの意見の提出に関する事務
- (イ) 中間管理法第19条第3項の規定による同条第1項に規定する農用地等（中間管理法第2条第2項に規定する農用地等をいう。以下同じ。）の保有及び利用に関する情報の提供その他必要な協力及び同条第2項に規定する農用地利用集積等促進計画の案の作成・提出の協力に対する意見の提出に関する事務
- (ウ) その他中間管理法の規定により委員会の権限に属することとされた事務
- ウ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）の規定により委員会の権限に属することとされた事務
- エ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）の規定により委員会の権限に属することとされた事務
- オ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）の規定により委員会の権限に属することとされた事務
- カ 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次に掲げる事務
- (ア) 土地改良法第2条第2項第6号に定める農用地並びに農用地の利用上

- 必要な土地、農業用施設及び水の使用に関する権利の交換分合に関する事務
- (イ) 土地改良法第3条に定める土地改良事業（土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業をいう。）に参加する資格に係る承認、認定等に関する事務
- (ウ) その他土地改良法の規定により委員会の権限に属することとされた事務
- キ 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）に基づく次に掲げる事務
- (ア) 基盤強化法第6条第5項及び農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）第2条又は同省令第6条の規定による基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想（農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想をいう。）を定め、又はこれを変更しようとするときの意見の提出に関する事務
- (イ) 基盤強化法第12条第7項の規定による同条第1項に規定する農業経営改善計画の認定に係る同条第6項に規定する山口県知事に協議をする場合の当該協議書に意見を付して山口県知事に送付する事務
- (ウ) 基盤強化法第16条に定める認定農業者（基盤強化法第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）又は認定就農者（基盤強化法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。）に対する利用権の設定等（中間管理事業（中間管理法第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）及び基盤強化法第7条各号に掲げる事業の実施による農用地についての利用権（農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。）の設定若しくは移転、所有権の移転又は農作業の委託をいう。以下同じ。）の促進に関する事務
- (エ) 基盤強化法第19条第6項の規定による同条第1項に規定する地域計画（以下「地域計画」という。）を定め、又は変更しようとするとき（農業経営基盤強化促進法施行規則第19条各号に掲げる軽微な変更該当するものを除く。）の意見の提出に関する事務
- (オ) 基盤強化法第20条第2項の規定による地域計画のうちの地図（基盤強

化法第19条第3項に規定する地図をいう。)の素案の作成及び提出に関する事務

(カ) 基盤強化法第21条第1項の規定による地域計画の区域内の農用地等について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者に対し、当該農用地等について農地中間管理機構への利用権の設定等の促進に関する事務

(キ) その他基盤強化法の規定により委員会の権限に属することとされた事務

ク 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。)に基づく次に掲げる事務

(ア) 農業振興地域の整備に関する法律施行規則(昭和44年農林省令第45号)第3条の2第1項又は第2項の規定による農振法第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画を定め、又は変更しようとするとき(農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号)第10条第1項に掲げる軽微な変更該当するものを除く。)の意見の提出に関する事務

(イ) その他農振法の規定により委員会の権限に属することとされた事務

ケ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第58号)第3条第1項に定める特定農地貸付け(同法第2条第2項に規定する特定農地貸付けをいう。)の申請の承認に関する事務

コ 独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)第10条第1項第1号の規定及び市長の権限に属する事務の委任規則第7条第2号の規定により委員会の権限に属することとされた農業者年金の加入促進、普及啓発、相談等に関する事務

サ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に基づく次に掲げる事務

(ア) 租税特別措置法第70条の4第1項の規定による農地等についての贈与税の納税の猶予の適用を受けようとする者として適格であることの証明に関する事務

(イ) 租税特別措置法第70条の4第1項の規定による農地等についての贈与税の納税の猶予の適用を引き続き受けるときの証明に関する事務

(ウ) 租税特別措置法第70条の4第38項の規定による同条第1項に定める贈

与税の納税猶予の特例を受けている農地等の利用状況等についての照会に対する回答に関する事務

(エ) 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての相続税の納税の猶予の適用を受けようとする者として適格であることの証明に関する事務

(オ) 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての相続税の納税の猶予の適用を引き続き受けるときの証明に関する事務

(カ) 租税特別措置法第70条の6第43項の規定による同条第1項に定める相続税の納税猶予の特例を受けている農地等の利用状況等についての照会に対する回答に関する事務

(キ) その他租税特別措置法の規定により委員会の権限に属することとされた事務

シ 地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく次に掲げる事務

(ア) 地方税法附則第12条第1項の規定による不動産取得税の徴収の猶予を受けるときの地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第4条第1項第1号の規定による証明書に関する事務

(イ) 地方税法附則第12条第1項の規定による不動産取得税の徴収の猶予を引き続き受けるときの地方税法施行規則附則第4条第3項の規定による証明書に関する事務

(ウ) その他地方税法の規定により委員会の権限に属することとされた事務

ス アからシまでに掲げるもののほか法令により委員会の権限に属することとされた事務

(2) 農業委員会法第6条第2項に規定する農地等の利用の最適化の推進（以下「農地等の利用の最適化の推進」という。）に関する事項に関する次に掲げる事務

ア 認定農業者、中心経営体（地域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者をいう。）その他の農業の担い手への農地利用の集積又は集約化に関する事務

イ 遊休農地の発生の防止又は解消に関する事務

ウ 新たに農業経営を営もうとする者の新規参入の促進に関する事務

- (3) 農業委員会法第6条第3項に規定する事項に関する次に掲げる事務
  - ア 法人化その他の農業経営の合理化に関する事務
  - イ 農業一般に関する調査及び情報の提供に関する事務
- (4) 農業委員会法第38条第1項に規定する農地等利用最適化推進施策（農地等の利用の最適化の推進に関する施策をいう。以下「農地等利用最適化推進施策」という。）の企画立案又は実施する関係行政機関若しくは関係地方公共団体に対する農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見の提出に関する事務
- (5) 農業委員会法第7条に定める指針（同条第1項各号に掲げる農地等の利用の最適化の推進に関する目標、推進の方法及び目標の達成状況の評価の方法についての指針をいう。以下「指針」という。）の策定又は変更に関する事務
- (6) 農業委員会法第37条及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第15条第1項に規定する農地等の利用の最適化の推進の状況その他委員会における事務の実施状況の公表に関する次に掲げる事務
  - ア 指針を踏まえた毎年度の農地等の利用の最適化の推進に係る活動（以下「最適化活動」という。）の成果目標及び活動目標（以下これらを「最適化活動の目標」という。）の設定に関する事務
  - イ 最適化活動に係る毎年度の実施状況の記録及び最適化活動の目標の達成状況についての点検・評価に関する事務
- (7) 国有農地（自作農の創設又はその経営の安定化の目的に供するために、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法第78条第1項に定める農林水産大臣が管理する国有財産をいう。）の管理に関する事務
- (8) 農地改良届出（周南市農業委員会会長専決規程（令和2年周南市農業委員会規程第2号。以下「会長専決規程」という。）第2条第16号に規定する農地の改良をする場合の届出をいう。）、非農地判断（同条第17号に規定する非農地判断をいう。）、開墾農地耕作届出（同条第18号に規定する山林、原野その他の土地を開墾して農地とした場合の届出をいう。）及び非農地耕作再開届出（同条第19号に規定する非農地とした土地を再び耕作して農地とした場合の届出をいう。）に関する事務
- (9) 農地等の買受適格証明（会長専決規程第2条第13号、第14号又は第15号に規

定する証明をいう。)、非農地証明(同条第24号に規定する証明をいう。)、不動産登記に係る地目(同条第23号に規定する地目をいう。)の照会に対する回答その他の証明及び照会に対する回答に関する事務

(10) その他次に掲げる事務

ア 総会(委員会規程第3条に規定する総会をいう。)その他の委員会の会議に関する事務

イ 農業委員会法第8条第1項に規定する委員及び農業委員会法第17条第1項に規定する農地利用最適化推進委員に関する事務

ウ 職員の人事及び服務に関する事務

エ 公印の管理に関する事務

オ 文書の收受、発送、保管及び保存に関する事務

カ 規則及び規程の制定又は改廃に関する事務

キ 予算、決算及び経理に関する事務

ク 物品の出納及び保管に関する事務

ケ 図書の整理及び保管に関する事務

コ 庶務に関する事務

2 会長は、事務処理の都合上必要があるときは、前項の規定にかかわらず臨時の事務を職員に処理させるものとする。

(事務局長の専決事項)

第5条 委員会規程第4条に定める会長の権限に属する事務及び委員会規程第5条第2項ただし書に規定する簡易又は定例的なものとして別に規程で定める事項であつて、事務局長が専決するものは、次に掲げるものとする。

(1) 事務局次長、事務局次長補佐、主査、主任及び副主任その他の職員(以下これらを「指揮監督下にある職員」という。)の事務分担に関すること。

(2) 指揮監督下にある職員の休暇に関すること。

(3) 指揮監督下にある職員の時間外勤務及び休日勤務に関すること。

(4) 指揮監督下にある職員の出張に関すること。

(5) 指揮監督下にある職員の仕事引継に関すること。

(6) 文書の保管及び保存に関すること。

(7) 簡易又は定例的な事項の受付、通知、報告、照会、回答、届け等に関するこ

と。

- (8) 農地台帳の閲覧及び農地台帳の記録事項の要約書の交付に関すること。
- (9) 公簿又は図書の閲覧に関すること。
- (10) 単なる事実の確認である証明、台帳に記載されていることの証明その他形式的な証明に関すること。
- (11) 諸台帳の調整、整備及び保管並びに図書の整理及び保管に関すること。
- (12) 各種資料の収集及び提供に関すること。
- (13) その他会長が、事務局長の専決が適当と認めた事項に関すること。

2 事務局長は、前項に定める事務局長の専決事項のほか、次に掲げる事案を専決する。

- (1) 会長専決規程第5条第1項に規定する事務局長の専決となった事案
- (2) 会長が、その内容、効率的な委員会の事務処理等を総合的に勘案し、事務局長の専決が適当と認めた事案  
(事務局次長の専決等)

第6条 事務局長は、会長の承認を経て、前条第1項の規定により事務局長の専決となった事項及び同条第2項の規定により事務局長の専決となった事案（以下次項において「事務局長専決事項等」という。）の一部を事務局次長の専決とすることができる。

2 事務局長が不在のときは、事務局次長が事務局長専決事項等を代決する。

3 事務局次長は、前項により代決したときは、速やかに事務局長に報告し、決裁文書を事務局長の閲覧に供さなければならない。

(文書)

第7条 文書（周南市公文例式及び用語、用字等に関する規程（平成15年周南市規程第8号）第8条に規定する令達を除く。）に記号及び番号を付す。

2 文書の記号は、「周農委」とし、文書の番号は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる一連番号を用いる。

(その他の事務処理)

第8条 この規程に定めるもののほか、任免、分限、懲戒、服務、給与、文書の取扱い、帳票その他の事務処理については、周南市のそれぞれの規定の例による。

(その他)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月10日農委規程第2号）

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年4月11日農委規程第3号）

（施行日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の周南市農業委員会事務局規程第4条第6号イの規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後の最適化活動に関する事務について適用し、施行日前の周南市農業委員会事務局規程第4条第6号アに規定する活動目標及び活動計画に対する実績、点検及び評価に関する事務については、なお従前の例による。

附 則（令和4年12月28日農委規程第5号）

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の周南市農業委員会事務局規程の規定は、この規程の施行の日以後に受け付けた申出、照会等について適用し、同日前に受け付けた申出、照会等についてはなお従前の例による。

附 則（令和5年4月11日農委規程第3号）

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正前の周南市農業委員会事務局規程第4条第1号イ（ア）及び（エ）並びにキの規定による事務は、基盤強化法第19条第6項の規定により地域計画が定められ、及び同条第8項の規定により公告された日の前日までの間はなお従前の例による。

附 則（令和5年6月16日農委規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月11日農委規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年10月10日農委規程第4号）

この規程は、公布の日から施行する。